

建設業許可のことは 行政書士法人ガイアにご相談を!!

相談無料!!
お気軽にお問い合わせ
合わせ下さい

- ☑ まだ取れないと思っけていても、探っていくと取れる方法が見つかる
ケースがあります。

1. 諦めていませんか？

経營業務の管理責任者と専任の技術者

役員として5年以上じゃないとダメ？ 実務経験が10年以上ないとダメ？

「準ずる地位」と「指定学科」 point!

経營業務の管理責任者

役員に次ぐ地位 7年以上 → O.K

役員に次ぐ地位 5年+役員2年以上 → O.K

専任の技術者(建築工事業)

建築学科卒 $\begin{cases} \text{大学} \rightarrow \text{実務経験 3年以上} \rightarrow \text{O.K} \\ \text{高校} \rightarrow \text{実務経験 5年以上} \rightarrow \text{O.K} \end{cases}$

2. 今は無理でも、最短期間での許可取得プランを提案します

相談・聞き取り 貴社の現状を確認します

要件の精査 資料をご提示いただき、許可申請で要件の証明ができるかを判断します

最短プラン提案 具体的に許可取得までの最短プランを提案します

初回相談料：無料 0円 お気軽にご相談下さい!! ☎ 03-3940-0831



行政書士法人ガイア

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-48-4

TEL : 03-3940-0831

FAX : 03-3940-0832

<http://www.gaia-gyosei.com>

info@gaia-gyosei.com



私がサポートします!!

大学卒業後、建設業を専門とする行政書士事務所に約6年間勤務し、許可取得～経営事項審査～入札の実務経験を積んでまいりました。特定許可、法人成や合併など数々のケースの実績があります。お客様の許可取得、目標時点(ランク)到達に全力でサポートします。